

相続税課税の現状

—過去最高となった課税割合と強化された税務調査—

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 「相続」に対する関心が高まっている。わが国の人口動態上、相続を経験する人が増えていることがその背景にある。加えて、相続税法が改正され 2015 年 1 月から施行されたことや、40 年ぶりに相続法（民法）が改正され 2019 年 7 月から施行されたことも、相続が広く耳目を集める理由である。本稿では、特に相続税に焦点を当てて、課税の現状について概観した。
2. まず、最新の統計である 2017 年の相続税統計で全国の課税状況を見ると、相続税の課税割合は 8.3% となり、現行課税方式の下では過去最高になった。課税対象となった被相続人を課税価格階級別に見ると、相続税法改正後は課税価格階級 1 億円以下の人数が特に増えている。また、相続財産を種類別に見ると、特に現金・預貯金が増加している。
3. 次に、相続税の課税状況を地域別に精査した。課税割合は富裕層が多い大都市圏で高くなる傾向が見られるが、相続税法改正の影響は大都市圏だけでなく地方圏でも広く及んでいる。より詳細な地域別に課税割合を比べると、地域間の差は大きくなり、同一都道府県内でも地域によって大きな差が生じている。
4. さらに、2017 事務年度に国税庁が行った相続税の調査状況を見ると、実地調査に加えて簡易な接触による調査も行われ、それぞれ調査件数は増えている。また、国内資産だけでなく海外資産の調査件数も増えており、総じて相続税の税務調査は強化されている。
5. 世論調査によれば、遺産として財産を残すことを考えている人は多いが、本稿の分析結果は、相続税にあらかじめ備えておくべき人は、超富裕層だけでなくマス富裕層にも、そして大都市圏だけでなく地方圏にも広がってきたことを意味している。そのため、家計の資産計画の中では、相続税問題については現実的な話として考えるべきなのだろう。

I はじめに

「相続」に対する関心が高まっている。わが国の人口動態上、相続を経験する人が増えていることがその背景にある。加えて、相続税法が改正され 2015 年 1 月 1 日から施行されたことや、相続法（民法）が 40 年ぶりに改正され、一部の規定を除き 2019 年 7 月 1 日から施行されたことも、相続が広く耳目を集める理由である。

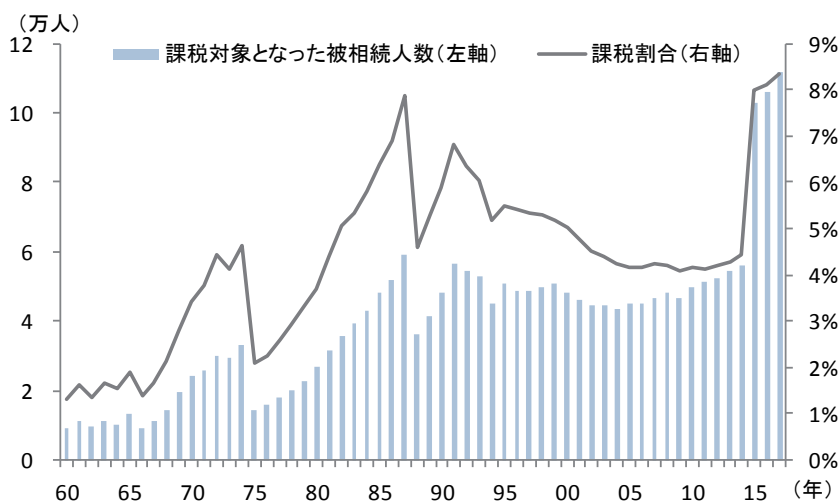
本稿では特に相続税に焦点を当て、まず、2019 年に国税庁及び各国税局から順次公表された 2017 年の相続税統計の分析結果を示し、次に、2017 事務年度（2017 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日まで）に実施された相続税の調査結果をまとめることで、相続税課税の現状について概観したい。

II 全国の相続税の課税状況

1. 相続税の課税割合が過去最高に

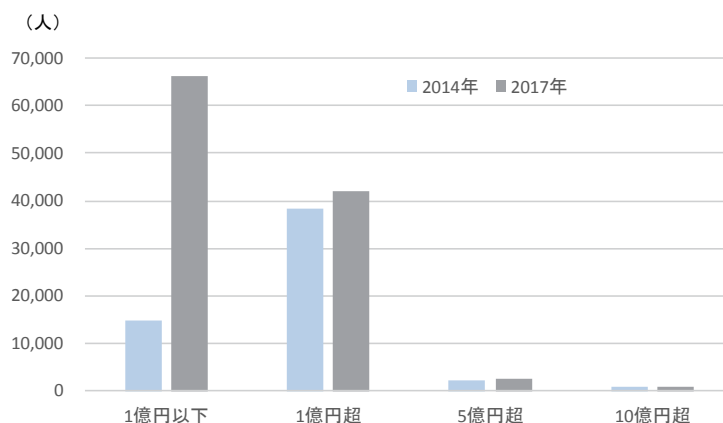
まず、最新の統計である 2017 年の相続税統計で、全国の相続税の課税状況を確認する。2017 年中（2017 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）の亡くなられた方（被相続人数）は 134 万 397 人であり、前年から 2.5%増加した。このうち、相続税の課税対象となった被相続人数は 11 万 1,728 人であり、前年から 5.5%増加した（図表 1）。被相続人数のうち課税対象となった被相続人数の割合（課税割合）は 8.3%であり、前年から 0.2%ポイント上昇した。これは、現行課税方式の下では、バブル期を上回る過去最高の課税割合である。

図表 1 相続税の課税対象となった被相続人数と課税割合の推移



(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

図表 2 相続税の課税対象となった被相続人数の課税価格階級別分布（2014年、2017年）



(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

2. 課税価格は前年比 5.4%増、課税価格 1 億円以下の被相続人数が増加

2017年の相続財産の課税価格¹は 15兆 5,999億円であり、前年から 5.4%増加した。課税対象となった被相続人の 1人あたり平均課税価格は 1億 3,962万円であるが、課税価格階級別に被相続人数の分布を見ると、課税価格階級 1億円以下の人数が 6万 6,369人と最も多く、全体の 59%を占める（図表 2）。相続税改正により、特に課税価格階級 1億円以下の被相続人数が急増しており、改正前（2014年）に比べると 4.5倍になっている。

3. 相続人数は前年比 4.6%増、納付税額は同 7.8%増

2017年の相続税の納付者である相続人数は 24.9万人であり、前年から 4.6%増加した。また、2017年の納付税額は 2兆 141億円であり、前年から 7.8%増加した。相続税収が 2017年度一般会計税収に占める割合は、3.9%である。

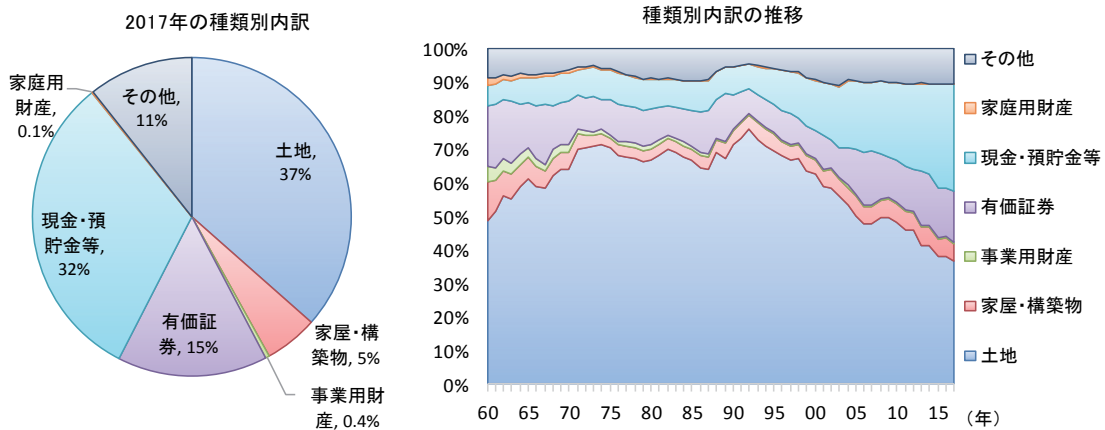
4. 相続財産のうち現金・預貯金等の増加が続く

2017年の相続財産の取得財産価額²を種類別に見ると、金額の多い財産は順に、「土地」（37%）、「現金・預貯金等」（32%）、「有価証券」（15%）である（図表 3）。このうち「有価証券」は、特定同族会社の株式及び出資の割合が減少した一方、それ以外

¹ 課税価格の計算式は次の通り。「相続又は遺贈により取得した財産の価額」＋「みなし相続等により取得した財産の価額」－「非課税財産の価額」＋「相続時精算課税に係る贈与財産の価額」－「債務及び葬式費用の額」＋「相続開始前 3年以内の贈与財産の価額」。

² 取得財産価額の計算式は次の通り。「相続又は遺贈により取得した財産の価額」＋「みなし相続等により取得した財産の価額」－「非課税財産の価額」。

図表3 相続財産の種類別内訳



(注) 取得財産価額の内訳。

(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

の株式及び出資の割合は増加しており、総じて自社株以外の有価証券の割合が一段と増えている。

また、相続財産のうち、「土地」はこれまでも最大の財産となってきたが、近年は「現金・預貯金等」の増加が続いている。この傾向は国税局別に見ると顕著であり、「現金・預貯金等」の増加が続いた結果、「土地」を逆転する現象が広がっている。例えば、札幌国税局では、2008年から最大の相続財産が「現金・預貯金等」へ替わり、2017年には相続財産全体の43%を占める。その他、仙台、金沢、大阪、広島、高松、福岡の各国税局は2015年から、そして熊本国税局は2016年から、最大の相続財産が「現金・預貯金等」へ替わった。その結果、2017年の相続税統計では、12国税局のうち8国税局で、最大の財産が「現金・預貯金等」になっている。そのため、相続人が相続税の納付資金に窮するケースは、以前に比べて少なくなっていると考えられる。実際、相続税は金銭での納付が困難な場合、納税者の申請により一定の相続財産による物納が認められているが、物納申請件数は近年、減少している。

Ⅲ 地域別の相続税の課税状況

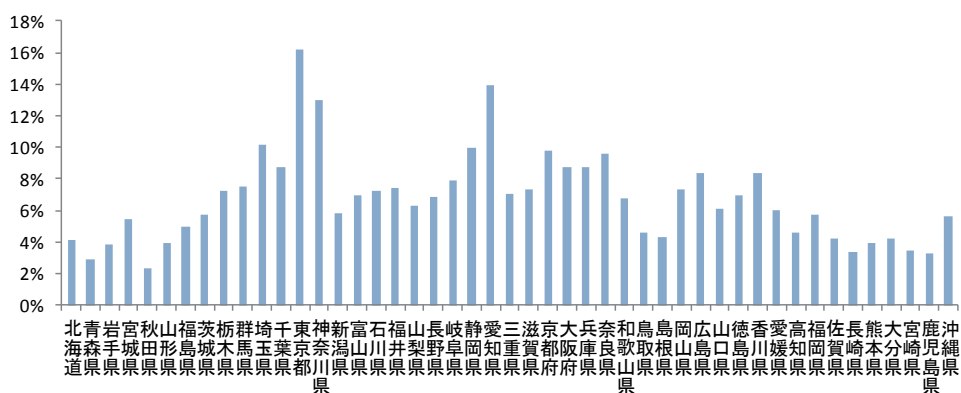
1. 都道府県別の相続税の課税状況

次に、相続税の課税状況を地域別に精査する。ここでは、筆者が作成した地域別データベースを用いて分析を行った。

まず、2017年の都道府県別の相続税の課税割合を比べたものが図表4である。課税割合が最も高い都道府県は東京都(16.2%)であり、最も低いのは秋田県(2.4%)である。課税割合は、富裕層が多い大都市圏では高くなる傾向が見られている。

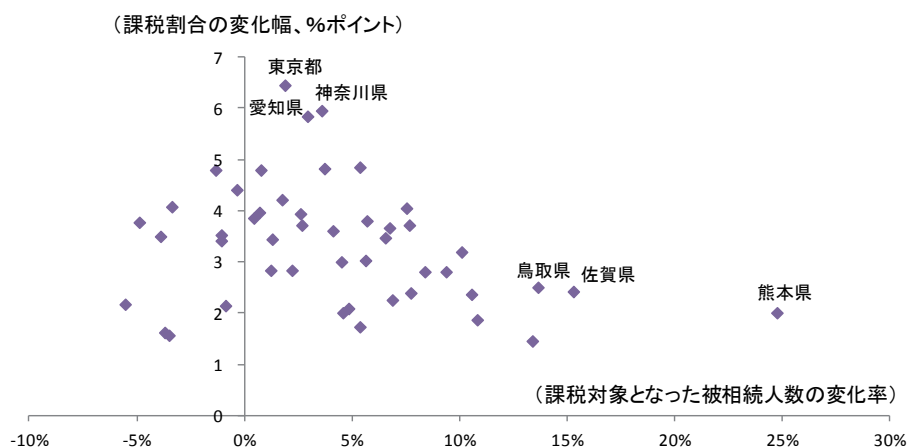
2016年からの変化を見ると、課税割合は35都道府県で上昇しており、特に栃木県、香川県、徳島県で上昇した。また、相続税法改正前（2014年）からの変化に注目し、課税割合の変化と、課税対象となった被相続人数の変化を示したものが図表5である。課税割合は全ての都道府県で上昇しており、特に東京都、神奈川県、愛知県で上昇した。課税対象となった被相続人数も多く都道府県で増加しており、特に熊本県、佐賀県、鳥取県で増加した。総じて、相続税法改正の影響は、大都市圏だけでなく地方圏でも大きいことが示されている。

図表4 都道府県別の相続税の課税割合（2017年）



(出所) 各種統計等より野村資本市場研究所作成

図表5 都道府県別の相続税の課税状況の変化（2014年から2017年）

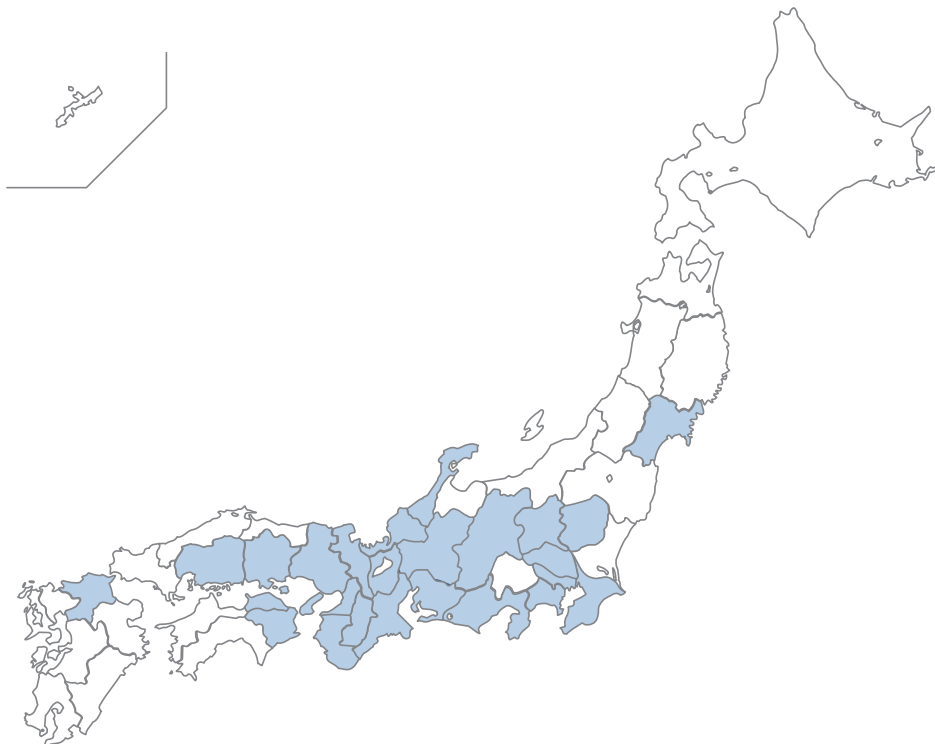


(出所) 各種統計等より野村資本市場研究所作成

2. 同一都道府県内でも相続税の課税割合の差は大きい

全ての都道府県について、より詳細な地域別（市・区別）の課税割合を見ると、同一都道府県内でも、地域によって大きな差が生じている。各都道府県内において、課税割合が最も高い地域は県庁所在地であることも多いが、県庁所在地の他にも同様に課税割合の高い地域が複数ある場合や、神奈川県の鎌倉市・逗子市・三浦郡、兵庫県の芦屋市、千葉県の市川市・浦安市のように、県庁所在地を大きく上回る地域がある場合も少なくない。そのため、2017年の課税割合を都道府県別に見ると全国平均を上回るのは11都府県しかないが、詳細な地域別に見ると全国平均を上回る地域を含むのは25都府県にのぼる（図表6）。したがって、より詳細な地域別に検証すれば、相続税の課税割合が全国平均よりも高い地域が実は数多く存在しており、大都市圏だけでなく地方圏にも広がっていることがわかる。

図表6 相続税の課税割合が高い地域を含む都道府県（2017年）



（注） 相続税の課税割合が全国平均を上回る地域を含む都道府県をシャドウで示した。

（出所） 各種統計等より野村資本市場研究所作成

3. 詳細地域別の相続税の課税割合

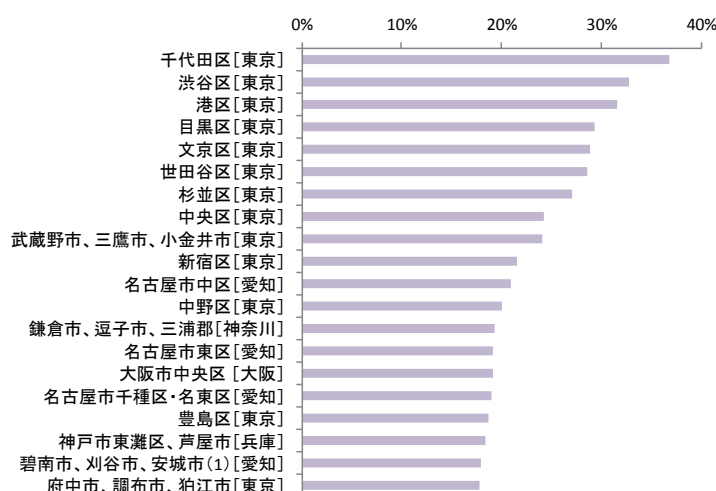
課税割合をより詳細な地域別に比べると、都道府県別に見た時よりも地域差は大きくなる。図表 7 は、2017 年の課税割合が特に高い地域を抽出した結果である（全体は 484 地域）。課税割合が最も高い東京都千代田区では、被相続人のうち 3 人に 1 人以上は課税対象となっている。また、大阪府大阪市下では課税割合が高い地区が多く、2017 年は同市中央区が課税割合の高い地域上位 20 に入ったが、実は同市下では地区ごとに課税割合の差が大きく、最大で 17%ポイントの開きがある。

課税割合の高い地域上位 20 については、2016 年からの順位変動も見られた。2017 年の上位 20 地域の中で、2016 年から特に大きく順位を上げたのは、愛知県名古屋市東区と大阪府大阪市中央区である。2016 年は圏外だったが 2017 年は上位 20 に入った地域は、愛知県名古屋市東区、大阪府大阪市中央区、東京都豊島区、東京都府中市・調布市・狛江市である。

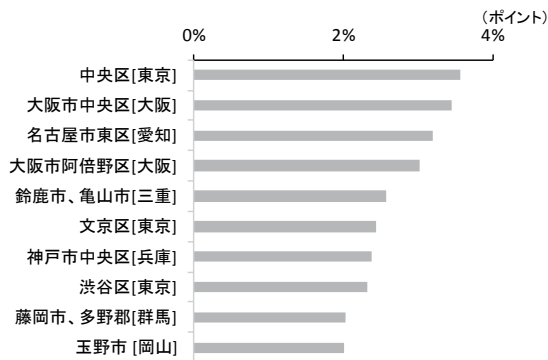
また、2016 年から 2017 年の変化に注目し、課税割合の上昇幅の上位地域を抽出すると、東京都中央区、大阪府大阪市中央区、愛知県名古屋市東区で課税割合が大きく上昇した（図表 8）。大都市以外でも、例えば三重県鈴鹿市・亀山市や群馬県藤岡市・多野郡、岡山県玉野市でも課税割合が大きく上昇した。

さらに、相続税法改正前（2014 年）から 2017 年の変化に注目すると、課税割合が大きく上昇した地域は東京都が圧倒的に多く、千代田区、文京区、目黒区では課税割合が 10%ポイント以上、上昇した（図表 9）。神奈川県では、特に川崎市多摩区・麻生区で課税割合が大きく上昇した。

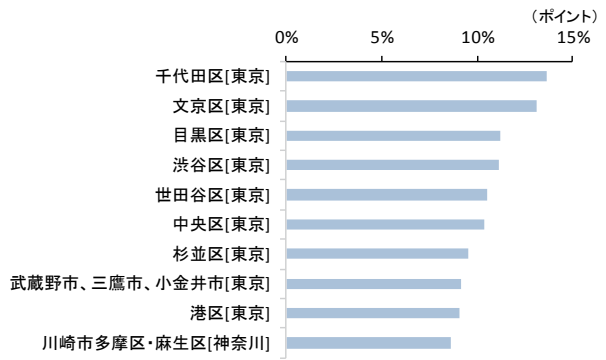
図表 7 相続税の課税割合が高い地域上位 20（2017 年）



(注) 港区は離島を除いて算出。(1)は知立市、高浜市を含む。
 (出所) 各種統計等より野村資本市場研究所作成

図表 8 相続税の課税割合の変化が大きい地域
上位 10 (2016年から2017年)

(出所) 各種統計等より野村資本市場研究所作成

図表 9 相続税の課税割合の変化が大きい地域
上位 10 (2014年から2017年)

(注) 港区は離島を除いて算出。

(出所) 各種統計等より野村資本市場研究所作成

IV 相続税の調査状況

1. 相続税の実地調査件数は1万2,576件、前年比4%増

このように相続税は、2015年からの税制改正を機に、一部の人に限らず広く課される税になってきた。本章では、国税庁が実施している相続税の調査について、最新の結果である2017事務年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)の概況を見てみたい。

まず、2017事務年度の相続税の実地調査件数は1万2,576件であり、前年度から4%増加した(図表10)。このうち、申告漏れ等の非違件数は1万521件であり、実地調査件数の84%を占める。申告漏れ課税価格は3,523億円であり、前年度から7%増加した。

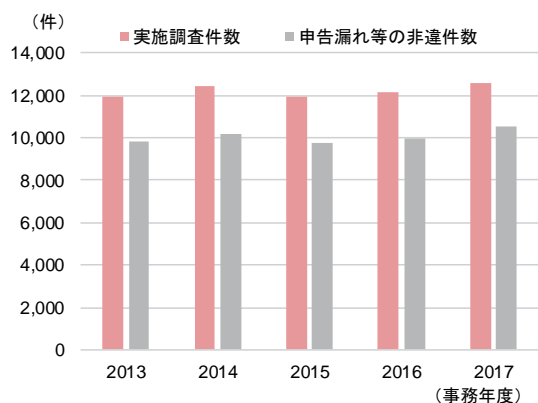
また、申告漏れがあった相続財産を種類別に見ると、金額の多い財産は順に、「現金・預貯金」(34%)、「有価証券」(15%)、「土地」(12%)となっている(図表11)。

2. 無申告事案の実地調査件数は前年比25%増、海外資産関連事案の実地調査件数は同23%増

相続税の調査では、無申告事案や海外資産関連事案³への調査も強化されている。2017事務年度の無申告事案の実地調査件数は1,216件であり、前年度から25%増加した(図表12)。このうち、申告漏れ等の非違件数は1,025件であり、実地調査件数の84%を占める。申告漏れ課税価格は987億円であり、前年度から14%増加した。

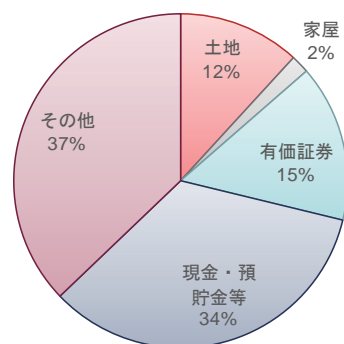
³ 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

図表 10 相続税の調査状況



(出所) 国税庁資料より野村資本市場研究所作成

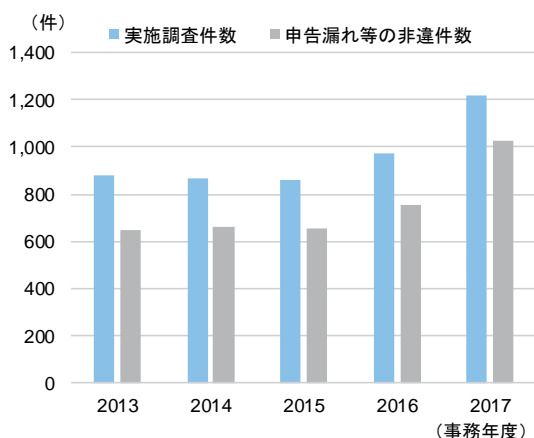
図表 11 申告漏れ相続財産の内訳



(注) 2017 事務年度調査。

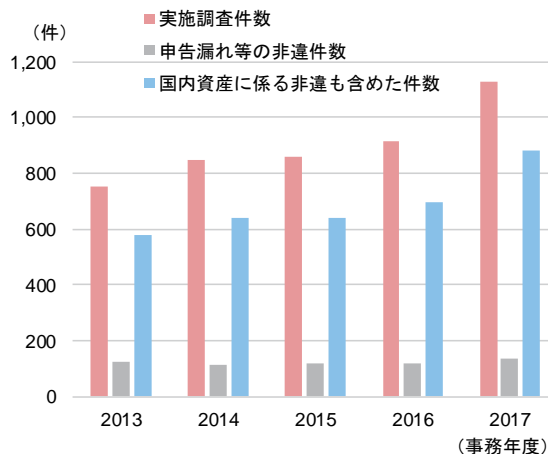
(出所) 国税庁資料より野村資本市場研究所作成

図表 12 相続税の調査状況 (無申告事案)



(出所) 国税庁資料より野村資本市場研究所作成

図表 13 相続税の調査状況 (海外資産関連事案)



(出所) 国税庁資料より野村資本市場研究所作成

2017 事務年度の海外資産関連事案の实地調査件数は 1,129 件であり、前年度から 23% 増加した (図表 13)。このうち、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は 134 件であり、实地調査件数の 12% を占める。申告漏れ課税価格は 70 億円であり、前年度から 33% 増加した。また、国内資産に係る申告漏れ等の非違件数は 884 件であり、实地調査件数の 78% を占める。申告漏れ課税価格は 490 億円であり、前年度から 72% 増加した。

海外資産関連事案の調査では、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、共通報告基準 (Common Reporting Standard、CRS) 情報などが活用されている。CRS とは、非居住者の金融口座情報を外国税務当局と自動的に交換する仕組みであり、2014 年に経済協力開発機構 (OECD) によって策定された。2018 年 9 月に初回の情報交換が行われ、これまで捕捉しにくかった日本居住者の国外金融口座情報が、国税庁に提供された。これらは、国外

送金等調書や国外財産調書などの情報と併せて、税務調査に活用されている。海外への資産逃避は富裕層しか取りえない租税回避策として、税負担の公平性を保つという観点から、税務調査は今後も強化されると考えられる。

3. 簡易な接触件数は1万1,198件、前年比24%増

国税庁では、実地調査以外にも多様な手法を用いて相続税の調査を行っている。特に2015年からの相続税法の改正を機に相続税の申告件数が大幅に増加したことも踏まえ、「簡易な接触」による調査も積極的に行っている。簡易な接触とは、①保有する資料情報等から相続税の無申告が想定される納税者等に対し、書面照会を行うことによる、自発的な期限後申告書の提出を促す取組、②調査すべき問題点が限られている事案に対し、実地に赴かないで、電話や来署依頼による調査を実施し、より効率的に納税者等に接触する取組、を指す。これらの簡易な接触件数は、2017事務年度は1万1,198件であり、前年度から24%増加した。このうち、申告漏れ等の非違及び回答等の件数⁴は6,995件であり、簡易な接触件数の62%を占める。申告漏れ課税価格は517億円であり、前年度から17%増加した。

なお、2017事務年度における相続税の調査は、2015年に発生した相続を中心に実施されている。同年に相続税の課税対象となった被相続人数は10.3万人であり、上述した実地調査や簡易な接触により相続税の税務調査の対象となった割合を計算すると、23%となる。

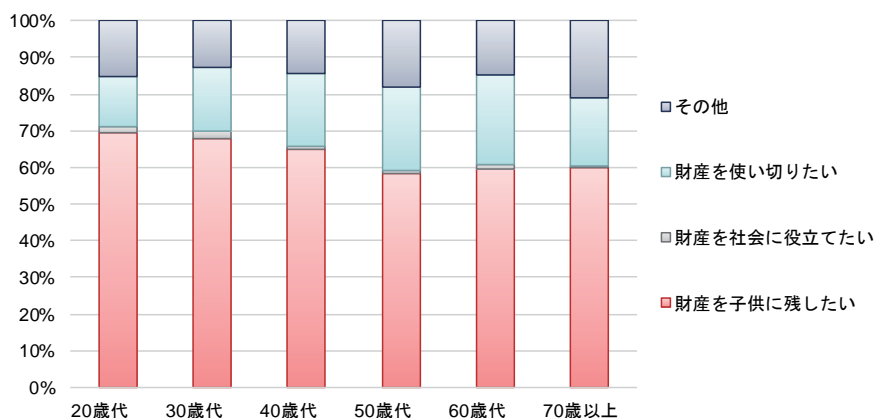
V 終わりに

わが国では少子高齢化が急速に進んでおり、それにつれて亡くなられる方も増加の一途を辿っている。年間死亡者数は、2018年は戦後最多の136万人となったが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると今後も増加し、2024年には150万人を超えると見込まれている。そのため、より多くの方が相続というライフイベントを経験する時代になっている。

世論調査によると、遺産として財産を残すことを考えている人は多い。例えば、金融広報中央委員会が実施した世論調査によると、「あなたのご家庭では、将来、遺産（不動産などの実物資産を含む）をどのようにしたいと思いますか」との問いに対し、こどもに財産を残してやりたいと答えた人の割合は、どの年齢階層でも6~7割を占めている（図表14）。

⁴ 回答等の件数とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

図表 14 遺産に対する考え方



(注) 二人以上世帯対象、2018年調査。

(出所) 金融広報中央委員会調査より野村資本市場研究所作成

一方、相続税も以前に比べて現実的なものになっている。2015年から相続税法が改正され、現行制度下では初めてとなる基礎控除額の引き下げが実施された結果、2017年の相続税課税割合が大きく上昇し、過去最高に達した。相続税の課税対象となった被相続人数を課税価格階級別に見ると、特に課税価格1億円以下の人数が著しく増加している。また、地域別に見ると、大都市圏のみならず地方圏でも課税割合はおしなべて上昇している。相続税にあらかじめ備えておくべき人は、超富裕層だけでなくマス富裕層にも、そして大都市圏だけでなく地方圏にも広がってきたことを意味している。そのため、家計の資産計画の中では、相続税問題については現実的な話として考えるべきなのだろう。